

新穂地域づくり協議会弔慰金・見舞金給付規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、新穂地域づくり協議会（以下「協議会」という。）の役員に対する弔慰金及び見舞金の給付について、必要な事項を定めるものとする。

（役員の種類）

第2条 この規程による役員とは、協議会規約第6条の役員をいう。

（弔慰金・見舞金）

第3条 役員が次の各号に該当したときは、それぞれの区分により、弔慰金または見舞金を給付するものとする。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 役員死亡 | 20,000円 |
| (2) 役員配偶者等親族死亡 | 5,000円 |
| (3) 役員傷病 | 5,000円 |

2 支払われた弔慰金及び見舞金については、一切の返礼は受けないものとする。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。